

ごみの分け方 出し方 シリーズ VOL.1

燃えるごみの 出し方・分け方

ごみの分別は、市で配布しているごみ収集日程表の分類に沿って、常識の範囲内で分けていただければ結構です。ただし、プラスチックのごみは基本的には「燃えないごみ」ですが、食品包装用のパッケージなどは、衛生上の観点から「燃えるごみ」に入れてよいことにしています。

【燃えるごみの分類】

- 台所ごみ・・・野菜くず、魚の骨、貝殻、卵の殻、アルミホイルなど
- 食品関係・・・食品トレイ、ラップ、空のペットボトル(フタをはずしたもの)など
- 革製品・・・靴やカバンなど
- 植物・・・木の枝、枯れ葉、雑草など
- その他・・・紙くず、灰、段ボール(束ねて)など

【燃えるごみの出し方注意事項】

- 生ごみは、十分に水切りをします。水切りが十分でないと、収集のとき、通りがかりのかたに飛び散ってしまうなど、迷惑をかけてしまいます。ごみの成分は約40パーセントが水分です。特に生ごみなどの水をよく切ることで、ごみ収集や焼却処理の効率化が図れるばかりでなく、臭気の抑制など(夏場は日陰に置いていただくのも効果があります)、集積所の衛生が保たれます。
- 中身が出ないように袋の口をよくしばります。しばらないと、収集時に袋の口からこぼれて、集積所を汚してしまいます。段ボール、紙袋は不可です。
- カラスや犬猫にごみ集積所を荒らされやすいときは、生ごみの水をよく切り、新聞紙に包んでごみ袋の中央部へ入れて出すと、被害が少なく済みます。また、ごみ袋を二重にするのも効果があります。

問い合わせ
清掃業務課(清掃センター) ☎53-2831

説明会などでお知らせするとともに、実施区域内の全世帯・事業所に「手続きのしおり」を配布する予定です。なお、変更にかかる手数料は、住居表示変更証明書を添付することと無料となります。

●**公示**
4月10日から「町の区域及び名称の変更に係る案」についての公示をしています。この案に異議のある場合は、公示された日の翌日から30日以内に、定められた手続きで変更請求ができます。

※今回実施を予定している住居表示実施区域内に法人や個人の店舗事業所があるかたは、住所を入れた印刷物などを作製する際には、配慮をお願いします。

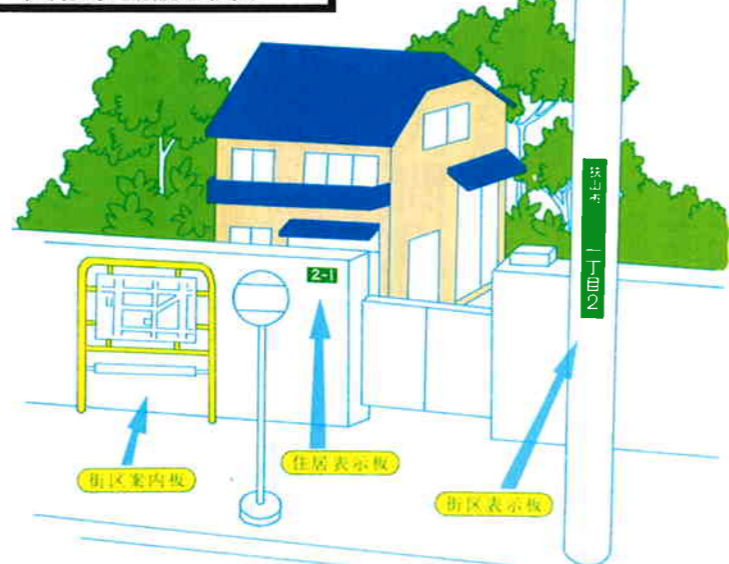
住居表示に関する法律

町又は字の区域の新設等の手続の特例

第5条の2 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

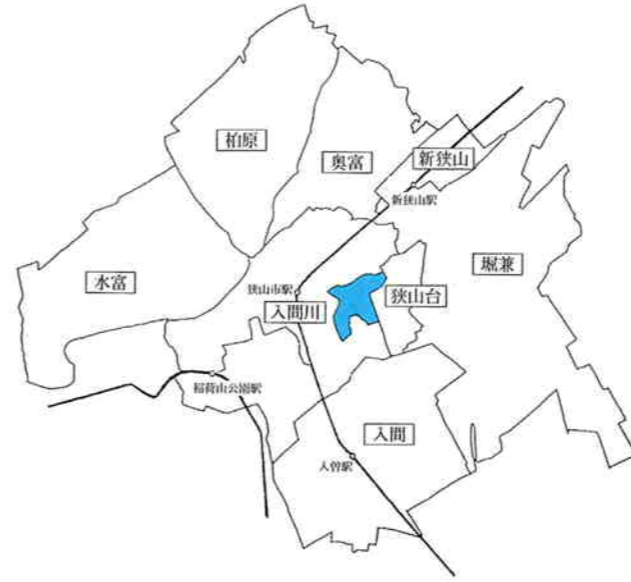
2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。(以下省略)

住居表示を実施しますと...



●問い合わせ/都市計画課 住居表示係へ内線790

新しい町名は 中央一丁目~四丁目を予定



- 住所の表示例
狭山市中央一丁目1番1号
- 不動産の表示例
狭山市中央一丁目1234番
- 戸籍の表示例
【地番表示の場合】
狭山市中央一丁目1234番地
【街区符号表示の場合】
狭山市中央一丁目1番

入間川の 一部(約60タールク) 本年11月に 住居表示を実施します

市では、住みよいまちづくりを目指して、入間川地域の一部(図面1参照)に住居表示を実施するため、準備を進めています。

新しい町名の案は、今回実施する区域内に住むかたの意向を参考に、市長の諮問機関である住居表示整備審議会に諮って決定したものです。

この案は、法の規定による公示のあと、平成8年6月の定例市議会に上程し、市議会の議決と県知事への報告・届け出などの手続きを経て、平成8年11月から正式に新しい町名として誕生する予定です。

●住居表示制度とは

昭和37年に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、住所の表示を合理的で分かりやすくするために、道路、河川などで町や街区を区切り、建物に対して一定の基準で番号を付けていくというものです。

この住居表示により、訪問者が目的の建物を探したり、救急車などが緊急時にいち早く目的の地に着くことができるなど、多くのメリットがあります。

●新しい住居表示の方法は

今までは「住所・不動産・戸籍」の表示に、土地の番号である地番が使用されてきましたが、住居表示の実施後は右上の例のように使い分けることになります。

なお、「戸籍」については転籍の届け出により街区符号による表示も可能となります。



※住居表示の実施による通学区の変更はありません

●実施後の住所変更手続きは

住居表示が実施されると、住所に関する変更手続きが必要となります。この手続きには、市役所・法務局が職権で変更するものと、自分で変更手続きをしなければならないものがあります。詳しくは、住居表示実施前に